

指定特定施設入居者生活介護 運営規程

AL S O Kケアホーム横浜港南台

(事業の目的)

第1条 AL S O K介護株式会社（以下「事業者」という）が運営する「AL S O Kケアホーム横浜港南台」（以下「事業所」という）が行う特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員および計画作成担当者（以下、「従業者」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 一人ひとりの入居者様に誠実に寄り添い、入居者様の自分らしい暮らしをサポートすることを基本として介護サービスを提供するものとする。
- 2 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 AL S O Kケアホーム横浜港南台
- (2) 所在地 神奈川県横浜市港南区日野中央三丁目15番2号

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人以上（常勤換算方式により1以上）
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 看護職員 入居者数に応じて配置する
介護職員 入居者数に応じて配置する
看護職員および介護職員の合計数、入居者数に応じた配置数
看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 計画作成担当者 介護支援専門員1人以上

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて特定施設サービス計画を作成する。

(利用定員および居室数)

第5条 事業所の利用定員および居室数は、次のとおりとする。

(1) 利用定員 73名

(2) 居室数 73室

(利用者が介護居室を移る場合の条件および手続き)

第6条 介護居室間の移動がある場合、次の条件、手続きで行うものとする。

(1) 利用者の意思を確認する。

(2) 身元引受人兼連帯債務者（以下「身元引受人」という）等の意見を聴く。

- 2 事業者は、前項の居室の変更により、利用者の権利や利用料金等「特定施設入居者生活介護契約」（以下「特定契約」という）の内容に関して重大な変更が生じるときは、加えて次の各号の手続きを行う。

(1) 変更先の居室、変更となる権利、利用料金等の負担等についての内容を利用者および身元引受人に説明する。

(2) 変更内容に関して利用者の同意を得る。

(介護サービスの内容)

第7条 介護サービスは、次の各号の内容の「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」とに分けられる。

(1) 介護保険給付対象サービスとは、介護保険法令等による介護保険給付費の支給対象となっている介護サービスで、特定施設サービス計画に基づき、事業者が利用者に対して提供する介護サービスをいう。

(2) 介護保険給付対象外サービスとは、前号において提供する介護サービス以外の介護サービス等をいう。

- 2 介護保険給付対象サービスおよび介護保険給付対象外サービスの内容は、重要事項説明書別添「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」記載のとおりとする。

(利用料金等の額)

第8条 介護保険給付対象サービスの利用料金等の金額は、介護報酬の告示上の額とし、利用者が事業者を支払う額は、次の各号のとおりとする。

(1) 法定代理受領の場合

利用者は、事業者が利用者に代わり市区町村から介護保険の保険給付を受けることに同意した上で、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を事業者を支払う。

(2) 償還払いの場合

利用者は、介護保険給付対象サービスの利用料金等の金額の全額を事業者を支払う。なお利用者は、事業者を支払った後に市区町村に請求することにより介護保険の保険給付を受けることができる。

- 2 介護保険給付対象外サービスの利用料金等の金額は、次のとおりとし、利用者は事業者はその全額を支払う。

(1) 敷金 396,000円

(2) 家賃相当額 99,000円 (1ヶ月)(非課税)

(3) 食費 朝食540円 昼食691円 夕食814円 おやつ108円(税込)

(4) 管理費 51,400円 (1ヶ月)(非課税)

(5) おむつ代 実費(非課税)

パッド代 実費(非課税)

おむつ・パッドの廃棄料 実費(非課税)

※ ただし、持込分については課税とする。

- 3 前項以外の介護保険給付対象外サービスについては、利用者および身元引受人に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の書面に署名(記名捺印)を受けることとする。

- 4 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の書面に署名(記名押印)を受けることとする。

(1) 入居者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の、居室の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法

(2) 入居者が第三者を付き添い・介助・看護等の目的で居室内に居住させる場合の、各種費用の支払いとその負担方法

(3) 事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項

- 5 介護保険法令等の改正にともなって、介護保険給付対象サービスの利用料金等(単価等)に変更があった場合は、事業者は、書面にて利用者および身元引受人に説明し同意を得ることとする。

- 6 事業者は、利用者の同意を得た上で、書面に記載された介護保険給付対象外サービスの利用料金等を変更することができる。この場合、事業者は介護付有料老人ホーム入居契約に基づいて設置される運営懇談会の意見を聴いた上で行うこととする。利用料金等が変更された場合、事業者は、改めて利用者および身元引受人と書面を取り交わすこととする。

- 7 利用者は、税法に則り消費税等を負担するものとする。なお消費税率の改定が行われた場合は文書などにより周知する。

(原状回復等)

第9条 利用者の希望により居室の修理・造作および模様替えを行った時は、その原状回復費用は利用者の負担とする。

- 2 利用者の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など利用者の責めに帰すべき事由による破損および汚損の原状回復費用は利用者の負担とする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業所を利用する権利および介護サービスを受ける権利の全部または一部を第三者に譲渡または居室の全部もしくは一部を転貸すること、またはそれに類する処分および行為をすることはできない。

- 2 利用者は、事業者が無断で、居室を他の利用者が利用する居室と交換すること、またはそれに類する処分および行為をすることはできない。
- 3 利用者、利用者家族又はその他利用者関係者は、事業所またはその敷地内において、次の各号に掲げる事項を行うことはできない。
 - (1) 営利、布教、政治その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと。
 - (2) 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管をすること。
 - (3) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。
 - (4) 配水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。
 - (5) テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で他の利用者および近隣に著しい迷惑をあたえること。
 - (6) 犬・猫等の他の利用者および近隣に迷惑をかけるおそれのある動植物を飼育すること。
 - (7) 必要以上高額の金銭、および貴重品を持ち込むこと。
- 4 利用者、利用者家族又はその他利用者関係者は、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる事項を行うことはできない。また、事業者は、他の利用者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがある。
 - (1) 事業所内での喫煙、およびライター等火気類の持ち込みならびに火気の使用。ただし、喫煙に関しては、事業者が喫煙場所を定めライター等を提供した上でする喫煙はその限りではないものとする。
 - (2) 居室内への刃物・工具の持込み、冷蔵庫の据え付け、および保温ポット等やけどの原因となる物品、備品を持ち込むこと。
 - (3) 観賞用の小鳥、魚等の近隣に迷惑を掛けるおそれの小さい動物や植物を飼育すること。
 - (4) あらかじめ定められた場所以外に物品を置くこと。
 - (5) 増築・改築・移転・改造・模様替え、工作物を設置すること。
 - (6) 利用者およびその同居人以外の者を居室内に居住、宿泊させること。
 - (7) その他文書において事業者がその承諾を必要と定めること。

- 5 利用者は、次に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととする。
 - (1) 利用者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡方法。
 - (2) その他事業者が利用者との事前協議を必要とする事項。
- 6 利用者、利用者家族又はその他利用者関係者が、前5項の規定に違反しもしくはしたがわず、事業者または他の利用者等の第三者に損害を与えた場合は、利用者は、事業者または当該第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 7 事業者は、利用者、利用者家族又はその他利用者の関係者が第1項から第5項の規定に違反しもしくは従わないことにより、利用者、利用者家族又はその他利用者関係者に生じた損害の一切について責任を負わない。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き)

第11条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」といいます)を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事業者と利用者および身元引受人の合意のもと、以下の手続きにより行うこととします。

- (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束廃止委員会において、身体拘束を行わない方法を十分に検討した上で、利用者個々の心身の状況を勘案し、なお状態が切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合でやむを得ないと判断した場合において、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等を議事録に残し、身体的拘束の手続きを行います。
- (3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、本人または身元引受人に身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等の詳細を説明し、理解を得られるように努めるとともに、「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」(以下「説明書」といいます)に記載します。また、利用者および身元引受人より説明書に署(記)名捺印を受けます。
- (4) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「身体拘束の解除に向けての経過観察記録」にその態様および時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。また、具体的な記録情報を基に、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有し「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、1ヶ月に1回以上は身体拘束の解除に向けて検討するとともに、要件を満たさない場合は、直ちに解除します。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、かつ介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施します。

(高齢者虐待防止の推進)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止および早期発見のための取り組みとして、以下の措置を講じるものとします。

- (1) 高齢者虐待防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。
 - (2) 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
 - (3) 従業者に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的実施します。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報するものとする。

(感染症対策)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、設備について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 感染症の発生を防止する措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業所において感染症の発生又はまん延しないための取り組みとして、以下の措置を講じるものとする。
 - 一 感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。
 - 二 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知します。
 - 三 従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業者は、利用者の病状等が急変し、またはその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、「消防計画」に従い、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。また、非常時に備え、地域の協力機関と連携を図り、定期的に避難訓練を行う。

- 2 スプリンクラー、自動火災報知機、非常階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠して設置する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以

下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(苦情相談)

第17条 事業者は、利用者等からの苦情に関し、迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービス等に関し、保険者が行う調査等に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、保険者等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の保険者が実施する事業に協力するよう努める。
- 5 事業所は、社会福祉法に規定する運営適正化委員会が規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

(秘密および個人情報の取り扱い)

第18条 事業所は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、第三者への情報提供についてはあらかじめ利用者およびその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(事業者の責任および事故発生時の対応)

第19条 事業者は、特定施設入居者生活介護利用契約において事業者の損害賠償について規定し、これらに従った対応を行う。また利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況および事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 3 介護サービスの提供に係る書類は、提供した具体的なサービスの内容等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は不適切な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、ALSO K介護株式会社代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2026年2月1日から施行する。

有料老人ホーム重要事項説明書

記入年月日	2026 年 6 月 1 日
記入者名	渡部 健
所属・職名	A L S O K ケアホーム横浜港南台 管理者
取込種別	
被災確認事業所番号	

事業主体概要

種類	2 法人					
	※法人の場合、その種類		5 営利法人			
名称	(ふりがな) あるそつくかいごかぶしきがいしゃ					
	A L S O K介護株式会社					
法人番号	法人番号有無		1 有			
	法人番号		3030001000968			
主たる事務所の所在地	〒	330	-	0856		
	埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目795番地					
連絡先	電話番号		048	-	631	- 3690
	FAX番号		048	-	631	- 2110
	メールアドレス		@			
	ホームページ有無		1 有			
	ホームページアドレス		https://		kaigo.alsok.co.jp	
代表者	氏名		小黒 康伸			
	職名		代表取締役			
創立年月日	1998	年	1	月	14	日
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)					

有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) あるそつくけあほーむよこはまこうなんだい									
	ALSO Kケアホーム横浜港南台									
所在地	〒	234		0053						
	神奈川県横浜市港南区日野中央三丁目15番2号									
所在地 (建物名等)										
市区町村コード	都道府県	神奈川県			市区町村	141003 横浜市				
主な利用交通手段	最寄駅				JR根岸線		港南台 洋光台		駅	
	交通手段と所要時間				JR根岸線「港南台」駅下車徒歩15分 JR根岸線「洋光台」駅下車徒歩16分					
連絡先	電話番号				045	-	355	-	0197	
	FAX番号				045	-	355	-	0198	
	メールアドレス				tk_konandai @ kaigo.alsok.co.jp					
	ホームページ有無				1 有					
	ホームページアドレス				https://		kaigo.alsok.co.jp			
管理者	氏名				渡部 健					
	職名				管理者					
建物の竣工日					2026	年	1	月	15	日
有料老人ホーム事業の開始日					2026	年	2	月	1	日

(類型) 【表示事項】

類型	1 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)									
1 又は 2 に該当する場合	介護保険事業者番号				1473103362					
	指定した自治体名				横浜市					
	事業所の指定日				2026	年	2	月	1	日
	指定の更新日 (直近)					年		月		日

建物概要

土地	敷地面積	2239.93		㎡				
	所有関係	2 事業者が賃借する土地						
		2 事業者が賃借する土地の場合						
		賃貸の種別	1 普通貸借					
		抵当権の有無	2 なし					
		契約期間	1 あり					
			開始					
			2026	年	1	月	15	日
			終了					
	2056	年	1	月	31	日		
契約の自動更新	1 あり							
建物	延床面積	全体	2370.87	㎡				
		うち、老人ホーム部分	2370.87	㎡				
	耐火構造	1 耐火建築物						
		3 その他の場合						
	構造	2 鉄筋造						
		4 その他の場合						
	所有関係	2 事業者が賃借する建物						
		2 事業者が賃借する建物の場合						
		賃貸の種別	1 普通貸借					
		抵当権の有無	2 なし					
		契約期間	1 あり					
			開始					
			2026	年	1	月	15	日
			終了					
	2056	年	1	月	31	日		
契約の自動更新	1 あり							
居室区分 【表示事項】	1 全室個室（縁故者個室含む）							
	2 相部屋ありの場合							
	最小	人部屋						
	最大	人部屋						

居室の状況		トイレ		浴室		面積		戸数・室数		区分		
	タイプ1	1	有	2	無	18	m ²	70	3	介護居室個室		
	タイプ2	1	有	2	無	18.6	m ²	3	3	介護居室個室		
	タイプ3						m ²					
	タイプ4						m ²					
	タイプ5						m ²					
	タイプ6						m ²					
	タイプ7						m ²					
	タイプ8						m ²					
	タイプ9						m ²					
	タイプ10						m ²					
共用施設	共用便所における便房	8	ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房				2	ヶ所			
				うち車椅子等の対応が可能な便房				3	ヶ所			
	共用浴室	6	ヶ所	個室				6	ヶ所			
				大浴場				0	ヶ所			
	共用浴室における介護浴槽	6	ヶ所	チェアー浴				0	ヶ所			
				リフト浴				2	ヶ所			
				ストレッチャー浴				1	ヶ所			
				その他				3	ヶ所			
	食堂	1	あり									
	入居者や家族が利用できる調理設備	2	なし									
エレベーター	2	あり（ストレッチャー対応）										
消防用設備等	消火器	1	あり									
	自動火災報知設備	1	あり									
	火災通報設備	1	あり									
	スプリンクラー	2	なし									
	防火管理者	1	あり									
	防災計画	1	あり									
緊急通報装置等	居室	1	全ての居室あり									
	便所	1	全ての便所あり									
	浴室	1	全ての浴室あり									
	その他											
その他												

サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	「一人ひとりの入居者様に誠実に寄り添い、入居者様の自分らしい暮らしをサポートすることを基本として介護サービスを提供いたします。」を運営理念とし、入居者様一人ひとりの個性を尊重しながら介護サービスの提供を致します。
サービスの提供内容に関する特色	年齢、要介護度等を勘案し、入居者様を合わせた介護計画を基にした、個別介護を実施します。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施
食事の提供	2 委託
洗濯・掃除等の家事の供与	1 自ら実施
健康管理の供与	1 自ら実施
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施
生活相談サービス	1 自ら実施

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無 ※1 「協力医療機関連携加算(Ⅰ)」は、「相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合」に該当する場合を指し、「協力医療機関連携加算(Ⅱ)」は、「協力医療機関連携加算(Ⅰ)」以外に該当する場合を指す。 ※2 「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合。	入居継続支援加算(Ⅰ)	別添6 特定施設入居者生活介護 料金表・加算参照
	入居継続支援加算(Ⅱ)	
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	
	ADL維持等加算(Ⅰ)	
	ADL維持等加算(Ⅱ)	
	夜間看護体制加算(Ⅰ)	
	夜間看護体制加算(Ⅱ)	
	若年性認知症入居者受入加算	
	協力医療機関連携加算(Ⅰ)(※1)	
	協力医療機関連携加算(Ⅱ)(※1)	
	口腔・栄養スクリーニング加算	
	口腔衛生管理体制加算(※2)	
	科学的介護推進体制加算	
	退院・退所時連携加算	
	退居時情報提供加算	
	看取り介護加算(Ⅰ)	
	看取り介護加算(Ⅱ)	
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	
	新興感染症等施設療養費	
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)
		(Ⅱ)
		(Ⅲ)
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ) イ
		(Ⅰ) ロ
		(Ⅱ) イ
		(Ⅱ) ロ
		(Ⅲ)
		(Ⅳ)
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	2 なし	
	1 ありの場合	
	(介護・看護職員の配置率)	: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		○	救急車の手配	
			入退院の付き添い	
			通院介助	
			その他	
協力医療機関	1	名称	医療法人社財団コンフォート コンフォート北鎌倉台クリニック	
		住所	神奈川県鎌倉市大船一丁目7番5号 大船末広神尾ビル5階B号室	
		診療科目	内科・皮膚科・精神科	
		協力科目	内科・皮膚科・精神科	
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり
	新興感染症発生時に連携する医療機関	2	なし	
		1 ありの場合	医療機関の名称	
			医療機関の住所	
協力歯科医療機関	1	名称	医療法人社団新聖会 戸塚デンタルオフィス	
		住所	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町183-23 戸塚183ビル2F	
		協力内容	訪問診療	
	2	名称		
		住所		
		協力内容		

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		一時介護室へ移る場合	
	○	介護居室へ移る場合	
		その他	
判断基準の内容		当初以外の居室へ移る場合、医師の意見を聴き、本人及び契約者の意思を確認し、かつ身元引受人の意見を聴き、一定の観察期間を設けて、入居者にとって最適の居室を選択するものとします。	
手続きの内容			
追加的費用の有無		2 なし	
居室利用権の取扱い		専用居室の利用権は新しい居室へ引き継がれます。	
前払金償却の調整の有無		2 なし	
従前の居室との仕様の 変更	面積の変更	2 なし	
	便所の変更	2 なし	
	浴室の変更	2 なし	
	洗面所の変更	2 なし	
	台所の変更	2 なし	
		2 なし	
	その他の変更	1 ありの場合	
	(変更内容)		

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	2 なし
	要支援の者	2 なし
	要介護の者	1 あり
留意事項	概ね60歳以上で、介護保険の要介護認定で要介護1～5の方	
契約解除の内容	第28条 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。 (1) 入居者が死亡した時 (2) 事業者が第29条（事業者からの契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき (3) 入居者が第30条（入居者からの解約）に基づき解約を行ったとき (4) 第12条（反社会的勢力の排除）に基づきこの契約が解除されたとき (5) 要介護認定等により入居者が要支援または自立と認定された場合。 (6) 入居者が病気の治療等その他（入居者の所在不明の場合も含む）のため、60日以上ホームを離れた時、および離れることが決定した場合。 ただし、入居者が長期にホームを離れる場合でも、入居者または身元引受人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。 また、退去した入居者が再度ホームに入居を希望する場合には、関連ホームの空室状況に応じ、優先的に入居することが可能です。	

事業主体から解約を求める場合	解約条項	第29条 事業者は、入居者および身元引受人が次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間において、この契約を解除する事ができます。 (1) 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。 (2) 第24条に定める入居までに支払う費用を支払わなかったとき。 (3) 正当な理由なく費用および利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月滞納したとき (4) 第20条（禁止または制限される事項）の規定に違反したとき。 (5) 入居者の行動が、他の入居者の生活、財産、名誉または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。 (6) 入居者または身元引受人が法令や本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。 (7) 入居者、身元引受人、家族その他入居者の関係者が、自らまたは第三者を利用して、事業者、施設の他の入居者、近隣、その他施設に関わる者に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの信頼関係を破壊する言動を行ったとき。 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続きによって行います。 (1) 契約解除の通告について原則、90日の予告期間をおく。 (2) 前号の通告に先立ち、入居者および身元引受人に弁明の機会を設ける。 (3) 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する。 (4) 前項（5）の事由により契約を解除する場合には、加えて主治医等の意見を聴くとともに、一定の観察期間を設ける。	
		解約予告期間	3ヶ月
入居者からの解約予告期間		1	ヶ月

体験入居の内容	1 あり		
	1 ありの場合		
	(内容)	最大6泊7日まで 1泊 7,150円 (税込) (食事) 朝食 432円/食 (税込) 昼食 648円/食 (税込) 夕食 648円/食 (税込)	
入居定員	73		人
その他			

職員体制

(2026年2月1日現在)

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		1
生活相談員	1	1		1
直接処遇職員	16	9	7	14.5
介護職員	15	8	7	13.5
看護職員	1	1		1
機能訓練指導員	1		1	0.2
計画作成担当者	1	1		1
栄養士				
調理員				
事務員				
その他職員				
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				40 時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において 常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人 数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

従業者の職務内容	管理者	管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
	生活相談員	生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
	看護職員	看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
	介護職員	介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。
	機能訓練指導員	機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
	計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて特定施設サービス計画を作成する。

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	7	3	4
実務者研修の修了者			
初任者研修の修了者			
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1		1
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	(	17 時	00 分	～	10 時	00 分	)	
	平均人数			最小時人数（休憩者等を除く）				
看護職員				人				人
介護職員	2			人	2			人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	3 : 1
※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				2 なし						
	業務に係る 資格等		1 あり								
			1 ありの場合								
			資格等の名称				介護福祉士 社会福祉主事				
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の採用者数											
前年度1年間の退職者数											

業務に従事した経験年数に応じた従業員の数	1 年未満										
	1 年以上 3 年未満										
	3 年以上 5 年未満										
	5 年以上 10 年未満										
	10 年以上										
従業者の健康診断の実施状況		1 あり									

利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		1 利用権方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】		3 月払い方式	
		4 選択方式の場合、該当する方式を全て選択	
			全額前払い方式
			一部前払い・一部月払い方式
		月払い方式	
年齢に応じた金額設定		2 なし	
要介護状態に応じた金額設定		2 なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		1 減額なし	
		3 不在期間が○日以上の場合に限り、日割り計算で減額の場合	
			不在期間が

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

				プラン 1		プラン 2		
入居者の状況	要介護度			要介護1		要介護5		
	年齢			80	歳	85	歳	
居室の状況	床面積			18	m ²	18.6	m ²	
	便所			1	有	1	有	
	浴室			2	無	2	無	
	台所			2	無	2	無	
入居時点で必要な費用	前払金				円		円	
	敷金			396,000	円	396,000	円	
月額費用の合計				214,990	円	214,900	円	
家賃				99,000	円	99,000	円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用				円		円	
	介護保険外※2	食費			64,590	円	64,590	円
		管理費			51,400	円	51,400	円
		介護費用				円		円
		光熱水費				円		円
		その他				円		円
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。								
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)								

（利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠
家賃	99,000円（非課税） 居室および共用施設の家賃相当額で、近隣相場を勘案し設定しています。
敷金	家賃の 4 ヶ月分
介護費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	入居者の個人的な希望及び個別選択的な個別介護サービスの利用料
管理費	51,400円（非課税） 施設維持（居室以外の清掃、各設備点検整備、エレベーター保守点検、水道光熱費、修繕費等）
食費	2,153円/1日（税込） （内訳）朝食 540円、昼食 691円、夕食 814円 おやつ108円（税込） 欠食の届出は3日前までとし、1食ごと（税込）の食費を減額、精算するものとします。 消費税につきましては、1食あたり税抜単価が730円以下は軽減税率8%、730円を超えた場合は標準税率の10%を負担していただきます。
光熱水費	管理費に含む
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	介護用品費、嗜好品、消耗品、医療費等は別途実費負担。有料利用に関するものについては、「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧」に示されています。

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領）※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間（償却年月数）		ヶ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了	
	入居後 3 月を超えた契約終了	
前払金の保全先		
	1 全国有料老人ホーム協会以外の場合	
	名称	

入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性		人
	女性		人
年齢別	65歳未満		人
	65歳以上75歳未満		人
	75歳以上85歳未満		人
	85歳以上		人
要介護度別	自立		人
	要支援 1		人
	要支援 2		人
	要介護 1		人
	要介護 2		人
	要介護 3		人
	要介護 4		人
	要介護 5		人
入居期間別	6ヶ月未満		人
	6ヶ月以上1年未満		人
	1年以上5年未満		人
	5年以上10年未満		人
	10年以上15年未満		人
	15年以上		人

(入居者の属性)

平均年齢		歳
入居者数の合計		人
入居率※		%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。		

(前年度における退去者の状況)

退居先別の人数	自宅等		人
	社会福祉施設		人
	医療機関		人
	死亡		人
	その他		人
生前解約の状況	施設側の申し出		人
		(解約事由の例)	
	入居者側の申し出		人
		(解約事由の例)	

苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口 1

窓口の名称		A L S O Kケアホーム横浜港南台					
電話番号		045	-	355	-	0197	
対応している時間	平日	9 時	00 分	～	18 時	00 分	
	土曜	9 時	00 分	～	18 時	00 分	
	日曜・祝日	9 時	00 分	～	18 時	00 分	
定休日		特になし					

窓口 2

窓口の名称		A L S O K介護株式会社 お客様相談室					
電話番号		0120	-	294	-	774	
対応している時間	平日	8 時	30 分	～	17 時	30 分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日		土曜・日曜日					

窓口 3

窓口の名称		神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課					
電話番号		045	-	329	-	3447	
対応している時間	平日	8 時	30 分	～	17 時	15 分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日		土・日・祝日・年末年始					

窓口 4

窓口の名称		横浜市「はまふくコール」					
電話番号		045	-	263	-	8084	
対応している時間	平日	9 時	00 分	～	17 時	00 分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日		土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）					

窓口 5

窓口の名称		横浜市福祉調整委員会事務局					
電話番号		045	-	671	-	4045	
対応している時間	平日	8 時	45 分	～	17 時	15 分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日		土・日・祝日・年末年始					

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	損害保険ジャパン株式会社 介護賠償責任保険
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	損害保険ジャパン株式会社 介護賠償責任保険
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	2	なし	
	1	ありの場合	
		実施日	
		結果の開示	
第三者による評価の実施状況	2	なし	
	1	ありの場合	
		実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	

入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1	入居希望者に公開
管理規程	2	入居希望者に交付
事業収支計画書	3	公開していない
財務諸表の要旨	3	公開していない
財務諸表の原本	3	公開していない

その他

運営懇談会	1 あり			
	1 ありの場合			
	(開催頻度) 年 1 回			
	2 なしの場合			
	1 代替措置ありの場合			
			(内容)	
高齢者虐待防止のための取組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催		1 あり	
	指針の整備		1 あり	
	研修の定期的な実施		1 あり	
	担当者の配置		1 あり	
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	身体的拘束等適正化検討委員会の開催		1 あり	
	指針の整備		1 あり	
	研修の実施		1 あり	
			1 あり	
			1 ありの場合	
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと		身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	1 あり

業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画（BCP）	1	あり
	災害に関する業務継続計画（BCP）	1	あり
	職員に対する周知の実施	1	あり
	定期的な研修の実施	1	あり
	定期的な訓練の実施	1	あり
	定期的な業務継続計画の見直し	1	あり
提携ホームへの移行 【表示事項】	1	あり	
	1	ありの場合	
		提携ホーム名	当社が所有又は管理運営する他の施設
有料老人ホーム設置時の 老人福祉法第29条第1項 に規定する届出	1	あり	
高齢者の居住の安定確保 に関する法律第5条第1 項に規定するサービス付 き高齢者向け住宅の登録	2	なし	
有料老人ホーム設置運営 指導指針「5. 規模及び 構造設備」に合致しない 事項	2	なし	
	1	ありの場合	
		合致しない事項が ある場合の内容	
		「6. 既存建築物 等の活用の場合等 の特例」への適合 性	
有料老人ホーム設置運営 指導指針の不適合事項	なし		
	不適合事項がある 場合の内容		

添付書類： 別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等
別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表
別添2-2 おむつ価格表
別添3 横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表
別添4 入居中のリスク説明書
別添5 重度化対応及び看取りに関する指針
別添6 特定施設入居者生活介護 料金表・加算
別添7 指定特定施設入居者生活介護 加算算定要件

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書について文書を交付し説明を行いました。

年 月 日 説明者署名

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書について交付および説明を受けました。

年 月 日 署 名

別添 1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	所在地	併設	隣接
<居宅サービス>					
訪問介護	1 有	A L S O Kヘル パーステーション 横浜中田	横浜市泉区中田南 2 - 1 2 - 2		
訪問入浴介護	2 無				
訪問看護	1 有	A L S O Kナース ステーション北新 横浜	横浜市港北区北新横浜 2 - 3 - 1		
訪問リハビリテーション	2 無				
居宅療養管理指導	2 無				
通所介護	1 有	A L S O Kデイ サービス北新横浜	横浜市港北区北新横浜 2 - 3 - 1		
通所リハビリテーション	2 無				
短期入所生活介護	2 無				
短期入所療養介護	2 無				
特定施設入居者生活介護	1 有	A L S O Kケア ホーム北新横浜	横浜市港北区北新横浜 2 - 3 - 1		
福祉用具貸与	1 有	A L S O K福祉用 具・神奈川県湘南 県央センター	神奈川県海老名市大谷北 1 - 3 - 1		
特定福祉用具販売	1 有	A L S O K福祉用 具・神奈川県湘南 県央センター	神奈川県海老名市大谷北 1 - 3 - 1		

＜地域密着型サービス＞					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	無			
夜間対応型訪問介護	2	無			
地域密着型通所介護	1	有	ALSOKデイサービス横浜中田	横浜市泉区中田南2-12-2	
認知症対応型通所介護	2	無			
小規模多機能型居宅介護	2	無			
認知症対応型共同生活介護	1	有	ALSOKグループホーム横浜三保	横浜市緑区三保町226-3	
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	無			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	無			
看護小規模多機能型居宅介護	2	無			
居宅介護支援	1	有	ALSOKケアステーション横浜市ヶ尾	神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町1173-10 ターニップパレス105号室	

<居宅介護予防サービス>

介護予防訪問入浴介護	2 無				
介護予防訪問看護	1 有	ALSOKナースステーション北新横浜	横浜市港北区北新横浜 2-3-1		
介護予防訪問リハビリテーション	2 無				
介護予防居宅療養管理指導	2 無				
介護予防通所リハビリテーション	2 無				
介護予防短期入所生活介護	2 無				
介護予防短期入所療養介護	2 無				
介護予防特定施設入居者生活介護	1 有	ALSOKケアホーム北新横浜	横浜市港北区北新横浜 2-3-1		
介護予防福祉用具貸与	1 有	ALSOK福祉用具・神奈川県湘南県央センター	神奈川県海老名市大谷北 1-3-1		
特定介護予防福祉用具販売	1 有	ALSOK福祉用具・神奈川県湘南県央センター	神奈川県海老名市大谷北 1-3-1		

＜地域密着型介護予防サービス＞					
介護予防認知症対応型通所介護	2	無			
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	無			
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	有	ALSOKグループホーム横浜三保	横浜市緑区三保町226-3	
介護予防支援	2	無			
＜介護保険施設＞					
介護老人福祉施設	2	無			
介護老人保健施設	2	無			
介護医療院	2	無			
＜介護予防・日常生活支援総合事業＞					
訪問型サービス	1	有	ALSOKヘルパーステーション横浜中田	横浜市泉区中田南2-12-2	
通所型サービス	1	有	ALSOKデイサービス北新横浜	横浜市港北区北新横浜2-3-1	
その他生活支援サービス	2	無			

別添 2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無							1 あり
		特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）	個別の利用料金で、実施するサービス（利用者が全額負担）	包含※2			備考
				都度※2	料金※3		
介護サービス							
	食事介助	1 あり		○			
	排泄介助・おむつ交換	1 あり		○			
	おむつ代		1 あり		○	実費	別添2-2参照
	入浴（一般浴）介助・清拭	1 あり	1 あり		○	1回3,300円	週3回以上の場合（税込）
	特浴介助	1 あり	1 あり		○	1回3,300円	週3回以上の場合（税込）
	身辺介助（移動・着替え等）	1 あり		○			
	機能訓練	1 あり		○			
	通院介助	1 あり	1 あり		○	30分1,650円～	提携外医療機関の場合（税込）
	口腔衛生管理	2 なし					
生活サービス							
	居室掃除	1 あり	1 あり		○	1回3,300円	週2回以上の場合（税込）
	リネン交換	1 あり	1 あり		○	1回1,650円	週2回以上の場合（税込）
	日常の洗濯	1 あり	1 あり		○	1回1,650円	週3回以上の場合（税込）
	居室配膳・下膳	1 あり	2 なし	○			
	入居者の嗜好に応じた特別な食事		1 あり		○	実費	（課税）
	おやつ		1 あり	○			
	理美容師による理美容サービス		1 あり		○	実費	料金は提携先による（課税）
	買い物代行	1 あり	1 あり		○	30分1,650円～	通常利用区域以外（税込）
	役所手続き代行	2 なし	1 あり		○	30分1,650円～	（税込）
金銭・貯金管理		2 なし					
健康管理サービス							
	定期健康診断		1 あり		○	実費	年1回
	健康相談	1 あり	2 なし	○			
	生活指導・栄養指導	1 あり	2 なし	○			
	服薬支援	1 あり	2 なし	○			
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	1 あり	2 なし	○			
入退院時・入院中のサービス							
	入退院時の同行	2 なし	1 あり		○	30分1,650円～	提携外医療機関の場合（税込）
	入院中の洗濯物交換・買い物	2 なし	1 あり		○	30分1,650円～	（税込）
	入院中の見舞い訪問	2 なし	2 なし				

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割～3割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額の利用料金に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

「おむつ価格表」

販売価格

(単位：円)

種類	1袋の販売価格		1枚の販売価格	
おむつ	1,510	～ 5,162	75.5	～ 199.0
パンツ型	1,260	～ 2,180	48.5	～ 121.1
パッド型	506	～ 2,187	16.9	～ 81.0

- ・ 価格は2023年7月1日現在の販売価格になります。
 - ・ 価格はメーカーの商品改廃、市場価格の変動により変更させていただく場合があります。
 - ・ 販売は1袋単位の販売になります。
 - ・ 買い物代行サービスにて購入いたしました市販品、またお持込のおむつにつきましては廃棄料は別途ご請求になります。(この場合は消費税がかかります。)
 - ・ 詳細はホームへお尋ねください。
-
- ・ 請求は廃棄料を含んだ価格になります。
 - ・ 廃棄料については下記の表にて算出させていただきます。

おむつ廃棄料

1枚あたり廃棄料単価×1袋の入数＝1袋あたりの廃棄料

種類	1枚あたりの廃棄料
テープ型	20円
パンツ型	20円
パッド型(500ccまで)	15円
パッド型(500cc以上)	20円

※表示している価格は非課税となります。

横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の主な項目について、適合の有無を確認するものです。)

No.	指針項目	設備の有無	適合・不適合	不適合となっている項目についてチェック	備考(代替措置・改善計画等)
1	居室 (一時介護室)		適合	☐ 個室ではない(相部屋がある)。 ☐ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ない。 ☐ 界壁で区分されていない。	
2	食堂	有	適合	☐ 機能を十分に発揮し得る適当な広さ有していない。	
3	浴室	有	適合	(居室内に設置していない場合) ☐ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。 (要介護者等を入居対象とする場合) ☐ 身体の不自由な者が使用するのに適していない。	
4	便所	有	適合	☐ 常夜灯がない。 ☐ 手すりがない。 (居室内に設置していない場合) ☐ 居室の近くにない。 ☐ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
5	洗面設備	有	適合	(居室内に設置していない場合) ☐ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
6	汚物処理室	有			
7	面談室	有	適合	☐ プライバシーの保護に配慮した構造になっていない。	
8	医務室 (健康管理室)	有			
9	看護・介護職員室	有			
10	機能訓練室	有			
11	談話室	有			
12	洗濯室	有			
13	エレベーター	有			
14	スプリンクラー	有			
15	健康・生きがい 施設	無			
16	緊急通報装置	有	適合	(未設置箇所) ☐ 居室 ☐ 一時介護室 ☐ 浴室 ☐ 脱衣室 ☐ 便所	
17	廊下		不適合	☒ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	開設時適合
18	居室等の出入口		適合	☐ 引き戸やドアハンドル等を備えていない。	

その他（上記項目以外の主な指針不適合事項）

例(必要な職員を配置していない、前払金の保全措置を講じていない等、事業者が入居者に説明すべきと考える事項を記載してください。)

※ 代替措置、改善計画等は、別紙で明記することも可とする。

《別添4》

【入居中のリスク説明書】

当事業所では入居者の快適な生活のために、安全な環境作りに努めておりますが、入居者の心身の状況や病気に伴う様々な症状などの原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》

歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。

当事業所では、介護保険法に基づく運営基準に則り、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。

高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。

高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。

健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。

高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。

加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。

高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危険性があります。

高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される可能性があります。

ご本人の状態が急に悪化した場合、かかりつけ医の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、混乱・不安・怒り・興奮・抑うつ・睡眠障害のような心理状態（周辺症状）が出現する場合があります、それにより無断外出や昼夜逆転、攻撃的行動、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。

事業所職員が予見できない入居者ご本人の無断外出により、所在不明となってしまった場合に不慮の事故等に遭う可能性があります。

当事業所入居中は必要に応じて、かかりつけ医またはかかりつけ医の指示により看護職員が健康管理（服薬管理・処置等）を行います。入居時に薬を持参された場合、ご本人の状態に応じて処方内容を調整することがあります。

ALSOKケアホーム

重度化対応及び看取りに関する指針

1. 看取り介護の基本理念

入居者が、病状の重度化や加齢により衰弱し、人生の最終段階の状態になっても、本人が望む慣れ親しんだ環境の中で最後まで暮らしていくことができるように、本人の意思、ならびに家族の意向を最大限に尊重し、医療機関、家族等とも協力して対応をします。なお、適宜、看取りに関する指針の見直しを行います。

- ① 入居者の介護度が進行した場合でも、その人らしい生活の継続を支え、人間としての尊厳を守るために、変化に応じた適切な介護を提供します。
- ② 入居者の健康管理は、主治医又は協力医療機関との連携、また定期的な訪問診療、往診、健康診断により行います。
- ③ 看取りに関する理念、及び方針に基づく質の高いサービスを行うよう努めます。
- ④ 入居者は人道的且つ安らかな終末を迎える権利を有しているので、看取り介護実施時には可能な限り尊厳と安楽を保ち、最大限の対応をします。
- ⑤ 医師及び医療機関、家族等との連携を図り、医師の指示のもと本人及び家族の尊厳を支える看取りに努めます。

2. 急性期における医師や医療機関との連携体制

ALSOKケアホーム(以下「当事業所」という)では、急性期のケアについては、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、生活相談員、介護スタッフ等が連携し、入居者の症状を的確に把握するとともに、必要に応じて協力医療機関等の協力を得て、入院等の必要な措置を行います。

3. 入院期間中における居住に係る諸費用や食費の取扱い

入院期間中は入居者に対して、契約書および重要事項説明書にて事前に説明し、同意を得た料金以外は徴収しません。

4. 看取りに関する考え方

入居者およびその家族が看取りに際して、当事業所での生活を希望される場合、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、生活相談員、介護スタッフ等が連携し看取りに関する協議を行い、指針の見直しを行うとともに必要に応じて協力医療機関等の協力を得ながら入居者の症状に応じた必要なケアサービスを提供します。なお、入居者の症状について訪問診療医および協力医療機関の医師などが当事業所での生活を継続することが難しいと判断した場合は、入居者およびその家族に説明をします。

5. 看取りに関する本人および家族への意思確認の方法

看取りに関するケアが必要な場合、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、生活相談員、介護スタッフ等他職種の連携のもと、入居者の症状を踏まえ、当事業所で提供可能なサービス内容について介護計画を作成し、本人およびその家族に対して説明し、同意を得た上で行います。また、どのような看取りに関するケアを望んでいるのかについて話し合い、本人および家族が望む生活が可能となるよう、当事業所での生活の継続だけでなく、適切な医療機関への入院なども含めて幅広く検討し、本人およびその家族に選択していただけるよう対応いたします。

<看取り介護実施における職種ごとの主な役割>

職種	役割
主治医	・健康状態の確認 ・看取りに関する本人および家族への説明、意思確認 ・看取り期の診断と家族への説明 ・看取り期の医療対応（夜間、緊急時の対応と連携体制） ・死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載、家族への説明
看護師	・医師、医療機関との連携 ・入居者の健康管理、状態把握 ・看護ケアの提供（安楽の援助、看取り介護時の必要な措置等） ・カンファレンスの参加 ・家族への説明や相談対応 ・夜間および緊急時の対応（オンコール体制）
介護支援専門員	・家族への相談、支援 ・カンファレンスの参加 ・看取り介護計画書（ケアプラン）の作成
生活相談員	・家族への相談、支援 ・カンファレンスの参加 ・看取り介護計画書（ケアプラン）の作成
介護スタッフ	・日常的な介護ケア（食事、排泄介助、清潔保持の提供等） ・身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位支援 ・日々の状態、経過観察と記録の作成 ・カンファレンスの参加 ・家族への適時対応

6. 入居後の介護の考え方

<安定期>

入居後は当事業所での生活に慣れていただくことを主としたケアを行います。当事業所のできるケアをご説明するとともに、常に医師との連携を図り、治療が必要な場合は、選択肢を提案し、それに対する希望や要望を確認します。

緊急時の対応については、あらかじめ契約書、重要事項説明書、事前意思確認書等に沿って行います。この場合、医療が必要とされた時に、入院されるか否かまたは酸素吸入、輸液、喀痰吸引等の医療行為を行うか否かに対する意思をあらかじめお伺いします。

<看取り期>

回復の見込みがないという医師の診断をもとに、日々の経過と様子をみながら、看取り介護計画書を作成し、家族等に説明し、想定される状態と事業所が行うケアについて、同意をいただきます。

7. 看取り介護

- ① 入居者および家族に対し、医師から十分な説明を行い、改めてその同意を得て職員間で連携を取り、看取り介護を行います。
- ② 日々の状況を把握し、随時、家族に連絡するとともに、付き添い、宿泊の可能性等について、ご相談します。
- ③ 事業所では、看取り介護計画書に基づき、ケアを行い、記録を行います。また尊厳ある安らかな最期を迎えるため、入居者や家族の意向に沿った生活空間、身の周りの環境整備に努めます。
- ④ 緊急時その他連絡が必要であると認めた場合、速やかに連絡します。
- ⑤ 入居者および家族の意向に変化がある場合には、必要に応じて適宜計画を見直し変更します。

8. 看取り介護の振り返り

入居者や家族が望んでいた看取り介護ができたかどうか、事業所として職員として適切なケアができたかどうか振り返りを行い、より安心できる看取りを行える体制を再構築します。

9. 職員研修について

事業者で定める看取りマニュアル等を参考に事業所内で研修計画を作成し、看取り介護の理念の教育、死生観教育、看取り期に起こりうる身体的、精神的変化への対応、夜間及び緊急時への対応（マニュアルの周知）、チームケアの充実、ご家族への支援の在り方、実施した看取り介護の振り返り（検証と評価）等の内容にて実施します。

10. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

医師等の医療従事者から適切な情報の提供を説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めていきます。また、本人の意思は変化するものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いを繰り返し行います。

11. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

（1）本人の意思の確認ができる場合

- ① 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要となり、そのうえで、本人と医療・ケアチームと十分な話し合い、本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針を決定します。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化することから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明を行い、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行います。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行います。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書で記録を残します。

（2）本人の意思の確認ができない場合

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。また時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じてこのプロセスを繰り返し行います。
- ③ 家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書で記録を残します。

（3）複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記（1）及び（2）の場合において、方針の決定に際し、医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合や本人及び家族等と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行います。

～基本料金～

特定施設入居者生活介護

(地域別単価)

横浜市

2級地

10.72

円

<基本サービス費> (30日換算)

特定施設入居者生活介護	要介護度	単位	総単位数	介護報酬総額	利用者負担額 (月額)		
					【1割】	【2割】	【3割】
	要介護1	542	16,260	174,307円	17,431円	34,862円	52,293円
	要介護2	609	18,270	195,854円	19,586円	39,171円	58,757円
	要介護3	679	20,370	218,366円	21,837円	43,674円	65,510円
	要介護4	744	22,320	239,270円	23,927円	47,854円	71,781円
	要介護5	813	24,390	261,460円	26,146円	52,292円	78,438円

<加算> (現在算定できる加算に☑を付けています)

加算	加算の種類	算定単位	自己負担額			備考
			【1割】	【2割】	【3割】	
☐	入居継続支援加算（Ⅰ）	36/日	39円	77円	116円	要介護のみ
☐	入居継続支援加算（Ⅱ）	22/日	24円	47円	71円	
☐	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100/月	108円	215円	322円	対象者のみ
☐	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200/月	215円	429円	644円	
☐	個別機能訓練加算（Ⅰ）	12/日	13円	26円	39円	対象者のみ
☐	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20/月	22円	43円	65円	
☐	ADL維持等加算（Ⅰ）	30/月	33円	65円	97円	要介護のみ
☐	ADL維持等加算（Ⅱ）	60/月	65円	129円	193円	
☐	夜間看護体制加算（Ⅰ）	18/日	20円	39円	58円	要介護のみ
☐	夜間看護体制加算（Ⅱ）	9/日	10円	20円	29円	要介護のみ
☒	若年性認知症入居者受入加算	120/日	129円	258円	386円	対象者のみ
☐	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20/回	22円	43円	65円	対象者のみ
☐	科学的介護推進体制加算	40/月	43円	86円	129円	全員
☒	協力医療機関連携加算（相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携した場合）	100/月	108円	215円	322円	対象者のみ
☐	協力医療機関連携加算（上記以外協力医療機関と連携した場合）	40/月	43円	86円	129円	対象者のみ
☐	退院・退所時連携加算	30/日	33円	65円	97円	要介護のみ
☐	看取り介護加算（Ⅰ）	72～1,280/日	78～1,373円	155～2,745円	232～4,117円	対象者のみ
☐	看取り介護加算（Ⅱ）	572～1,780/日	614～1,909円	1,227～3,817円	1,840～5,725円	
☐	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3/日	4円	7円	10円	対象者のみ
☐	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4/日	5円	9円	13円	
☐	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10/月	11円	22円	33円	全員
☐	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5/月	6円	11円	16円	全員
☐	新興感染症等施設療養費	240/回	258円	515円	772円	対象者のみ
☐	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100/月	108円	215円	322円	全員
☐	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10/月	11円	22円	100円	全員
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22/日	24円	47円	71円	全員
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18/日	20円	39円	58円	
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6/日	7円	13円	20円	
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の14.8%を加算				
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の15.9%を加算				
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の14.2%を加算				
☒	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の15.3%を加算				
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の13.0%を加算				
☐	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の10.8%を加算				

※備考欄記載の（対象者のみ）については次項「別添6」の加算算定要件を満たした場合に算定されます。また、新たに加算を算定する場合及びご入居者様の状況に応じて算定される加算については、算定を開始する際に別途加算同意書に署名捺印をいただきます。

減算						
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護1）	-54/日	-58円	-116円	-174円	
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護2）	-61/日	-66円	-131円	-196円	
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護3）	-68/日	-73円	-146円	-219円	
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護4）	-74/日	-80円	-159円	-238円	
☐	身体拘束廃止未実施減算（要介護5）	-81/日	-87円	-174円	-261円	
☐	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算				
☐	業務継続計画未策定減算	所定単位数の3%を減算				
☐	看護・介護職員が欠員の場合	所定単位数の70%で算定				

【指定特定施設入居者生活介護 加算算定要件】

◆入居継続支援加算	
(Ⅰ)	①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の15%以上であること。 ②介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
(Ⅱ)	①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の5%以上15%未満であること。 ②介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
◆生活機能向上連携加算	
(Ⅰ)	①訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 ②理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、入居者の状態を把握した上で、助言を行うこと。
(Ⅱ)	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が入居者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。
◆個別機能訓練加算	
(Ⅰ)	①常勤専従の機能訓練指導員を1以上配置すること。（入居者が100名を超える場合は、常勤換算数で入居者÷100以上の機能訓練指導員を配置すること） ②機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行っていること。 ③開始時及び3月に1回以上入居者に個別機能訓練計画の内容を説明し、記録していること。
(Ⅱ)	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
◆ADL維持等加算	
(Ⅰ)	イ 入居者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。 ロ 入居者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、BarthelIndexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等にに応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、入居者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象入居者等とし、評価対象入居者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
(Ⅱ)	①ADL維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと。 ②評価対象入居者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。
◆夜間看護体制加算	
(Ⅰ)	①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ②夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して内容を説明し、同意を得ていること。
(Ⅱ)	①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ②看護職員又は病院や訪問看護ステーションとの連携して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して内容を説明し、同意を得ていること。
◆若年性認知症入居者受入加算	
受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に当該入居者の特性やニーズに応じたサービスを提供していること。	
◆口腔・栄養スクリーニング加算	
介護サービス事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに入居者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を入居者を担当する介護支援専門員に提供していること。	
◆科学的介護推進体制加算	
①入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況やその他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	
◆協力医療機関連携加算	
協力医療機関が相談、診療を行う体制を常時確保している場合	①協力医療機関との間で利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催すること。 ②協力医療機関が利用者の急変時に医師又は看護職員が相談対応を行うこと。 ③協力医療機関が高齢者施設等からの診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していること。
上記以外の協力医療機関の場合	①協力医療機関との間で利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催すること。
◆退院・退所時連携加算	
①特定施設入居者生活介護費を算定していること。（外部サービス利用型、短期利用を除く） ②病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から、特定施設への入居であること。 ③医療提供施設の職員と面談等を行い、必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、利用に関する調整を行うこと。	

◆看取り介護加算	
(Ⅰ)	①当該施設の看護職員、病院または診療所、指定訪問看護ステーションのいずれかの看護職員との連携で24時間連絡できる体制をとること。 ②看取りに関する指針を定め、施設入所の際に、入所者とご家族に看取りに関する定めた指針について内容の説明を行い、同意を得ること。 ③医師、看護職員、介護支援専門員、介護職員などが当該施設においての看取りについての協議を行い、指針について適宜見直すこと。 ④看取りに関しての職員研修を行うこと。 ⑤看取りケアは個室または静養室などを利用し、本人、ご家族、周囲の入所者に配慮すること。
(Ⅱ)	(Ⅰ)の算定要件に加え、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置していること。
◆認知症専門ケア加算	
(Ⅰ)	①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が入居者の50%であること。 ②認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合には1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施していること。 ③当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
(Ⅱ)	①認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ②介護、看護職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施予定であること。
◆高齢者施設等感染対策向上加算	
(Ⅰ)	①第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し、適切に対応すること。 ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
(Ⅱ)	①診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上事業所内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
◆新興感染症等施設療養費	
利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを提供すること。	
◆生産性向上推進体制加算	
(Ⅰ)	①加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ③職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。 ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
(Ⅱ)	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にやっていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
◆サービス提供体制強化加算	
(Ⅰ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上であること。
(Ⅱ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士60%以上であること。
(Ⅲ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士50%以上又は常勤職員75%以上又は勤続7年以上30%以上であること。
◆介護職員等処遇改善加算	
◆介護職員等処遇改善加算	
①月給による賃金改善を実施していること。 ②旧ベースアップ等加算相当の賃金改善を実施していること。 ③介護職員の職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 ④介護職員の資質向上の目標及び研修機会の提供または技術指導等の実施、資格取得のための支援について全ての介護職員に周知していること。 ⑤介護職員について経験、資格等または一定の基準に基づき、昇給する仕組みを設けていること。 ⑥経験、技能のある介護職員のうち1人以上は賃金改善後の賃金見込みが年額440万円以上であること。 ⑦サービス提供体制強化加算(Ⅰ)または(Ⅱ)及び入居継続支援加算を算定していること。 ⑧職場環境等要件を満たしていること。 ⑨生産性向上や協働化に係る取組として、生産性向上推進体制加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していること。 (Ⅰ)イ ①～⑧の全てを満たすこと。 (Ⅰ)ロ ①～⑨の全てを満たすこと。 (Ⅱ)イ ①～⑥、⑧を満たすこと。 (Ⅱ)ロ ①～⑥、⑧、⑨を満たすこと。 (Ⅲ) ①～⑤、⑧を満たすこと。 (Ⅳ) ①～④、⑧を満たすこと。	